

農業委員会の業務

農業委員会の業務は農業委員会等に関する法律第6条に明記されており、大きく分けて次の3つの業務があります。

- 1 専属事務
- 2 農地等の利用の最適化の推進に関する事務
- 3 法人化その他農業経営の合理化、農業一般に関する調査及び情報提供

1 専属事務（農業委員会等に関する法律第6条第1項）

農地法や農業経営基盤強化促進法などの法律に定められた規定に基づき、農業委員会が行う業務で、主なものは次のとおりです。

① 農地法

- ①農地の権利移動（農地法第3条）
- ②農地転用（農地法第4・5条）
- ③農地所有適格法人の要件適合性を担保するための措置
- ④農地等の賃貸借の解約等
- ⑤農地の利用状況調査と遊休農地に対する措置
- ⑥農地に関する情報の提供
- ⑦和解の仲介

② 農業経営基盤強化促進法

- ①「基本構想」作成に際しての意見
- ②農用地利用集積円滑化事業規定の決定
- ③農用地の利用関係の調整
- ④農用地利用集積計画の決定
- ⑤農地所有適格法人に関連事業者が出資する農業経営改善計画を市が認定をしようとするときの意見具申
- ⑥農用地利用改善事業に関し農事組合法人等からの求めに応じて行う助言

③ 農地中間管理法

- ①市が農用地利用配分計画の案を作成するに際しての意見具申
- ②農地中間管理事業の実施に関する協力

④ 農業振興地域の整備に関する法律

交換分合

⑤ 土地改良法

- ①土地改良事業に参加する資格者の認定
- ②換地計画への同意又は意見具申
- ③交換分合

⑥ 特定農地貸付法

- ①特定農地貸付の承認及び変更の承認、承認の取り消し

⑦ 市民農園整備促進法

- ①市民農園区域を指定する場合の決定
- ②交換分合計画についての同意又は意見具申
- ③市民農園の開設認定

⑧ 特定農山村法

⑨ 土地区画整理法

⑩ 租税特別措置法

11 集落地域整備法

集落農業振興地位整備計画区域内の土地の農業上の効率的利用を図るため市が定める交換分合計画の知事への認可申請に際しての同意又は意見具申

12 農住組合法

農住組合が定める交換分合計画の知事への認可申請に際しての意見申述又は意見具申

2 農地の利用の最適化の推進に関する事務（農業委員会等に関する法律第6条第2項）

平成27年の法改正により、従来の法令業務に加え農地等に利用の最適化の推進に関する事項が農業委員会の必須事項とされました。

1 担い手への農地利用の集積・集約化

2 遊休農地の発生防止・解消

3 新規参入の推進

3 その他の事務

1 法人化、農業経営の合理化の支援

2 調査・情報提供活動

4 関係行政機関等に対する意見の提出（農業委員会等に関する法律第38条）

農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善についての「具体的な意見を提出しなければならない」とされています。

また、農地等の利用の最適化の推進に関することとは別に農業委員会は関係行政機関等に対して意見書を提出することができます。

5 指針と活動目標・計画の策定・見直し等

1 農業委員会としての「指針」の策定と活動目標の設定・活動計画の策定など

農業委員会等に関する法律第7条に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する指針（以下、「指針」という。）は、むこう数年の農地利用のビジョンを描くもので、農業委員会はこの指針を定めるよう努めなければなりません。

本市の指針は本ホームページの「3. 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」のとおりです。

2 活動目標の設定・活動計画の策定と点検・評価

将来の目指すべき目標である指針を定めたならば、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、毎年度の明確な活動目標とその達成に向けた具体的な活動計画を定めることになっています。

本市の活動目標、活動計画、評価、点検等については本ホームページの「4. 農業委員会活動の点検・評価および活動計画について」のとおりです。